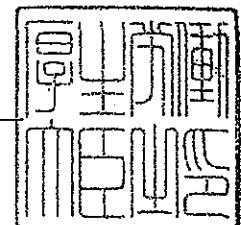


厚生労働省発食安第1017005号  
平成 19 年 10 月 17 日

衆議院農林委員会  
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 弁添要一



### 諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

ダイムロン



平成19年11月14日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成19年10月17日厚生労働省発食安第1017005号をもって諮詢された、  
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくダイムロンに  
係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果  
を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。



(別添)

## ダイムロン

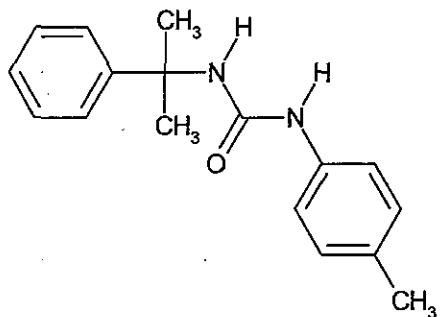
1. 品目名：ダイムロン (Daimuron)

2. 用途：除草剤

尿素系除草剤である。作用機構の詳細については未だ不明な点も多いが、細胞分裂及び細胞伸長を阻害することにより作用すると考えられている。

3. 化学名：1-(1-メチル-1-フェニルエチル)-3-p-トリルウレア

4. 構造式及び物性



分子式 C<sub>17</sub>H<sub>20</sub>N<sub>2</sub>O

分子量 268.4

水溶解度 0.79 mg/L (20°C)

分配係数 log<sub>10</sub>Pow=2.70

(メーカー提出資料より)

## 5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

### (1) 15.0%ダイムロン・2.0%ペントキサゾン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壤	使用量	本剤の 使用回数	使用 方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ (東北、関東・東山・東 海、近畿・中国・四国) ヘラオモダカ (北海道、東北、北陸) クログワイ (関東・東山・東海)	移植直後～ ノビエ 1葉期 ただし、移植後 30 日まで	砂壌土 ～埴土	1kg/10a	1 回	湛水 散布	北海道、九州 の普通期及 び早期栽培 地帯
		植代後～移植前 4 日 または 移植直後～ ノビエ 1葉期 ただし、移植後 30 日まで					全域（北 海 道、九 州を除 く）の普通期 及び早期栽 培地帯

ダイムロンを含む農薬の総使用回数：3回以内（育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内）

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(2) 15.0%ダイムロン・0.90%イマゾスルフロン・15.0%エトベンザニド粒剤

作物名	適用雑草名・病変名	使用時期	使用土壤	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ ヘラオモダカ (北海道、東北、北陸) ヒルムシロ セリ コウキヤガラ (東北、九州の普通期) エゾノサヤヌカグサ (北海道) アオミドロ・藻類による 表層はく離	移植後 5~20 日 (ノビエ 2.5 葉期まで)	砂壤土 ~埴土	1kg/10a	1 回	湛水 散布	北海道
	移植直後~15 日 (ノビエ 2.5 葉期まで) 但し、砂壤土は 移植 5~15 日 (ノビエ 2.5 葉期まで)	東北、北陸					
	移植直後~15 日 (ノビエ 2.5 葉期まで)	関東以西の 普通期及び 早期栽培地帯					
直播 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ (北海道) ヒルムシロ セリ アオミドロ・藻類による 表層はく離 (北海道、関東・東山・東海)	は種後 5 日~ ノビエ 2 葉期まで (但し、収穫後 90 日前まで)	壤土~ 埴土	砂壤土 ~埴土	1 回	湛水 散布 又は 無人ヘ リコプ ターに よる 散布	北海道
							全域(北海道 を除く)

ダイムロンを含む農薬の総使用回数: 3回以内 (育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)

イマゾスルフロンを含む農薬の総使用回数: 2回以内

エトベンザニドを含む農薬の総使用回数: 2回以内

(3) 28.0%ダイムロン・4.0%テニルクロール水和剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壤	使用量	本剤の 使用回数	使用 方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道)	植代後～移植前4日 または 移植直後～移植後5日 (ノビエ1葉期まで)	砂壠土～埴土 (減水深2cm/日以下、 但し、砂壠土では 減水深1.5cm/日以下)	500mL /10a	1回	原液 湛水 散布 又は 水口 施用	北海道
			砂壠土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)				東北
			砂壠土～埴土 (減水深2cm/日以下)				北陸、東北・ 東山・東海の 普通期栽培地帯
			砂壠土～埴土 (減水深1cm/日以下) (但し、砂壠土は 移植前処理を除く)				関東・東山・ 東海の 早期栽培地帯
			砂壠土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)				近畿・中国・ 四国の普通 期栽培地帯
			砂壠土～埴土 (減水深1.5cm/日以下) (但し、砂壠土は 移植前処理を除く)				近畿・中国・ 四国の早期 栽培地帯
			砂壠土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)				九州の普通 期栽培地帯
			砂壠土～埴土 (減水深2cm/日以下)				九州の早期 栽培地帯

ダイムロンを含む農薬の総使用回数：3回以内（育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内）

テニルクロールを含む農薬の総使用回数：2回以内

(4) 20.0%ダイムロン・1.8%イマゾスルフロン・4.2%カフェンストロール粒剤

作物名	適用雑草名 ・病害名	使用時期	使用土壤	使用量	本剤の 使用回数	使用 方法	適用地帯		
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、北陸) ヒルムシロ (北陸を除く) セリ アオミドロ・ 藻類による 表層はく離	移植後 3 日～ 移植後 12 日 (ノビエ 2葉期まで)	壤土～埴土	小包装 (パック) 10 個(500g) /10a	1回	水田に小 包装 (パ ック) の まま投げ 入れる。	東北		
	移植後 3 日～ 移植後 15 日 (ノビエ 2葉期まで)	砂壤土～埴土					北海道		
	移植後 3 日～ 移植後 12 日 (ノビエ 2葉期まで)						北陸		
	移植後 3 日～ 移植後 10 日 (ノビエ 2葉期まで)						関東以西の 普通期及び 早期栽培地帯		

ダイムロンを含む農薬の総使用回数：3回以内（育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内）

イマゾスルフロンを含む農薬の総使用回数：2回以内

カフェンストロールを含む農薬の総使用回数：1回以内

(5) 1.0%ダイムロン・2.0%イミダクロプロピド・4.0%カルプロパミド・3.0%チフルザミド粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ダイムロン を含む農薬 の総使用回数	イミダクロ プロピド を含む農薬 の総使用回数	カルプロ パミド を含む農薬 の総使用回数	チフルザ ミド を含む農薬 の総使用回数
稻 (箱育苗)	いもち病 紋枯病 イネミズゾウムシ イネドロオイムシ ツマグロヨコバイ ウンカ類	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壤約 5L) 1箱当たり、50g	移植 2日前 ～当日	1回	育苗箱 の上か ら均一 に散布 する。	3回以内 (育苗箱 散布は1 回以内、 本田では 2回以内)	3回以内 (育苗箱へ の処理及び 側条施用は 合計1回以 内、本田で の散布は2回 以内)	3回以内 (育苗箱 への処理は 1回以内、 本田では 2回以内)	1回

## 6. 作物残留試験

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象の化合物

- ・ ダイムロン

#### ② 分析法の概要

試料をアセトンで抽出後、液体クロマトグラフまたは加水分解後アセチル化してガスクロマトグラフで定量する。

定量限界 0.005～0.05 ppm

### (2) 作物残留試験結果

#### 水稻

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、7%粒剤を計1回散布（4kg/10a）したところ、散布後157、119日の最大残留量<sup>注)</sup>は<0.005、<0.005 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、7%粒剤を計1回散布（4kg/10a）したところ、散布後106、98日の最大残留量は<0.005、<0.005 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、7%粒剤を計1回散布（4kg/10a）したところ、散布後106、98日の最大残留量は0.286、0.146 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、7%粒剤を計2回散布（3～4kg/10a）したところ、散布後99、108日の最大残留量は<0.04、<0.04 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、7%粒剤を計2回散布（3～4kg/10a）したところ、散布後99、108日の最大残留量は0.12、0.44 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、6%粒剤を計1回投げ入れ（1kg/10a）たところ、散布後109、112日の最大残留量は<0.01、<0.01 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、6%粒剤を計1回投げ入れ（1kg/10a）たところ、散布後109、112日の最大残留量は<0.02、0.08 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、9%粒剤を計1回投げ入れ（500g/10a）たところ、散布後83、114日の最大残留量は<0.01、<0.01 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻（稻わら）を用いた作物残留試験（2例）において、9%粒剤を計1回投げ入

れ (500g/10a) たところ、散布後 83、114 日の最大残留量は 0.22、<0.02 ppm であった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

水稻(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、1%箱粒剤を計1回施用(50g/箱)し、15%粒剤を計2回散布(1kg/10a)したところ、散布後 98、92 日の最大残留量は<0.01、<0.01 ppm であった。

水稻(稻わら)を用いた作物残留試験(2例)において、1%箱粒剤を計1回施用(50g/箱)し、15%粒剤を計2回散布(1kg/10a)したところ、散布後 98、92 日の最大残留量は<0.04、<0.04 ppm であった。

これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

## 7. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度<sup>注1)</sup>及び生物濃縮係数(BCF:Bioconcentration Factor)から以下の通り推定残留量を算出した。

水産動植物被害予測濃度については、本農薬が水田においてのみ使用されることから、水田PEC tier2<sup>(注2)</sup>を算出したところ、1.7ppb となった。

また、BCFについては実測値がないため、オクタノール／水分配係数( $\log_{10}\text{Pow}$ : 2.7)から、相関式( $\log_{10}\text{BCF}=0.80\log_{10}\text{Pow}-0.52$ )を用いて算出した。

水産動植物被害予測濃度：1.7ppb、BCF：44

$$\text{推定残留量} = 1.7\text{ppb} \times (44 \times 5) = 374\text{ppb} = 0.374\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壤・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

(参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

## 8. AD I の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 19 年 8 月 6 日付け厚生労働省発食安第 0806008 号により食品安全委員会あて意見を求めたダイムロンに係る食品健康影響評価（案）について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 30.6 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ  
(投与方法) 混餌投与  
(試験の種類) 慢性毒性試験  
(期間) 1 年間

安全係数 : 100

AD I : 0.3 mg/kg 体重/day

## 9. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

## 10. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

ダイムロン本体

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてダイムロンを設定している。

### (2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

### (3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のダイムロンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMD I)）の AD I に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMD I / AD I (%) <sup>注)</sup>
国民平均	0.4
幼小児（1～6歳）	0.6
妊婦	0.3
高齢者（65歳以上）	0.3

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

## ダイムロン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	7%粒剤	4kg/10a 敷布	1回	157日	圃場A:<0.005 (1回、157日) (#)
					119日	圃場B:<0.005 (1回、119日) (#)
水稻 (玄米)	2	7%粒剤	4kg/10a 敷布	1回	106日	圃場A:<0.005 (1回、106日) (#)
					98日	圃場B:<0.005 (1回、98日) (#)
水稻 (稻わら)	2	7%粒剤	4kg/10a 敷布	1回	106日	圃場A:0.286 (1回、106日) (#)
					98日	圃場B:0.146 (1回、98日) (#)
水稻 (玄米)	2	7%粒剤	3-4kg/10a 敷布	2回	99日	圃場A:<0.04 (2回、99日) (#)
					108日	圃場B:<0.04 (2回、108日) (#)
水稻 (稻わら)	2	7%粒剤	3-4kg/10a 敷布	2回	99日	圃場A:0.12 (2回、99日) (#)
					108日	圃場B:0.44 (2回、108日) (#)
水稻 (玄米)	2	6%粒剤	1kg/10a 投入れ	1回	109日	圃場A:<0.01 (1回、109日) (#)
					112日	圃場B:<0.01 (1回、112日) (#)
水稻 (稻わら)	2	6%粒剤	1kg/10a 投入れ	1回	109日	圃場A:<0.02 (1回、109日) (#)
					112日	圃場B:0.08 (1回、112日) (#)
水稻 (玄米)	2	9%粒剤	500g/10a 投入れ	1回	83日	圃場A:<0.01 (1回、83日) (#)
					114日	圃場B:<0.01 (1回、114日) (#)
水稻 (稻わら)	2	9%粒剤	500g/10a 投入れ	1回	83日	圃場A:0.22 (1回、83日) (#)
					114日	圃場B:<0.02 (1回、114日) (#)
水稻 (玄米)	2	1%箱粒剤 +15%粒剤	50g/箱 施用 +1kg/10a 敷布	1+2回	98日	圃場A:<0.01 (1回、98日)
					92日	圃場B:<0.01 (1回、92日)
水稻 (稻わら)	2	1%箱粒剤 +15%粒剤	50g/箱 施用 +1kg/10a 敷布	1+2回	98日	圃場A:<0.04 (1回、98日)
					92日	圃場B:<0.04 (1回、92日)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農業専門調査会の農業評価書（案）「ダイムロン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農薬名

ダイムロン

(別紙2)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1	0.1	○			<0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.04(#), <0.04(#), <0.01(#), <0.01(#), <0.01(#), <0.01(#), <0.01, <0.01
魚介類	0.4					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ダイムロン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.1	18.5	9.8	14.0	18.9
魚介類	0.4	37.6	17.1	37.6	37.6
計		56.2	26.9	51.6	56.5
ADI比 (%)		0.4	0.6	0.3	0.3

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

妊婦及び高齢者については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

### これまでの経緯

- 平成19年 7月30日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）  
平成19年 8月 6日 厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請  
平成19年 8月 9日 食品安全委員会（要請事項説明）  
平成19年 8月24日 第14回農薬専門調査会総合評価第二部会  
平成19年 9月21日 第27回農薬専門調査会幹事会  
平成19年10月 4日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表  
平成19年10月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問  
平成19年10月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会  
平成19年11月 8日 食品安全委員会（報告）  
平成19年11月 8日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

### ●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

#### [委員]

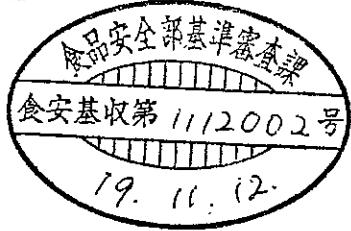
青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鶴渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

ダイムロン

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.4

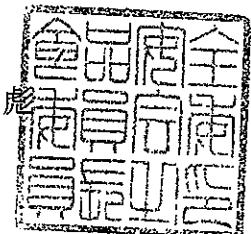


府食第1105号  
平成19年11月8日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

食品安全委員会  
委員長 見上



### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号及び平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806008号をもって貴省から当委員会に意見を求められたダイムロンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

ダイムロンの一日摂取許容量を0.3mg/kg体重/日と設定する。



# 農薬評価書

## ダイムロン

2007年11月

食品安全委員会

## 目 次

・目次 .....	1
・審議の経緯 .....	3
・食品安全委員会委員名簿 .....	3
・食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿 .....	3
・要約 .....	5
I. 評価対象農薬の概要 .....	6
1. 用途 .....	6
2. 有効成分の一般名 .....	6
3. 化学名 .....	6
4. 分子式 .....	6
5. 分子量 .....	6
6. 構造式 .....	6
7. 開発の経緯 .....	6
II. 試験結果概要 .....	7
1. 動物体内運命試験 .....	7
(1) 吸収・排泄 .....	7
(2) 胆汁排泄 .....	7
(3) 腸肝循環 .....	7
(4) 代謝物同定 .....	8
2. 植物体内外運命試験 .....	8
(1) 水耕法における吸収・代謝 .....	8
(2) 稲の根からの <sup>14</sup> C の漏出 .....	9
(3) ポット栽培による土壤から稻への吸収移行 .....	9
3. 土壤中運命試験 .....	10
(1) 好気的土壤中運命試験(畑条件及び湛水条件) .....	10
(2) 土壤中運命試験(滅菌条件) .....	11
(3) ポット試験 .....	11
(4) 土壤吸着試験 .....	11
4. 水中運命試験 .....	11
(1) 加水分解試験① .....	12
(2) 加水分解試験② .....	12
(3) 水中光分解試験① .....	12
(4) 水中光分解試験② .....	12
5. 土壤残留試験 .....	12
6. 作物等残留試験 .....	13
(1) 作物残留試験 .....	13
(2) 魚介類における最大推定残留値 .....	13

7. 一般薬理試験.....	14
8. 急性毒性試験.....	14
9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験.....	15
10. 亜急性毒性試験.....	15
(1) 90日間亜急性毒性試験(ラット)①.....	15
(2) 90日間亜急性毒性試験(ラット)②.....	15
(3) 90日間亜急性毒性試験(マウス)①.....	16
(4) 90日間亜急性毒性試験(マウス)②.....	16
(5) 90日間亜急性毒性試験(イヌ).....	16
(6) 28日間亜急性神経毒性試験(ラット).....	17
11. 慢性毒性試験及び発がん性試験.....	17
(1) 1年間慢性毒性試験(イヌ).....	17
(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット).....	18
(3) 18ヶ月間発がん性試験(マウス).....	18
12. 生殖発生毒性試験.....	19
(1) 2世代繁殖試験(ラット).....	19
(2) 発生毒性試験(ラット).....	20
(3) 発生毒性試験(ウサギ).....	20
13. 遺伝毒性試験.....	20
 III. 総合評価.....	22
 ・別紙1:代謝物/分解物略称.....	25
・別紙2:検査値等略称.....	26
・別紙3:作物残留試験成績.....	27
・参照.....	28

<審議の経緯>

清涼飲料水関連

2003年 7月 1日 厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0701015号）（参照1）  
2003年 7月 3日 同接受  
2003年 7月 18日 食品安全委員会第3回会合（要請事項説明）（参照2）  
2003年 10月 8日 追加資料受理（参照3）  
（ダイムロンを含む要請対象93農薬を特定）  
2003年 10月 27日 農薬専門調査会第1回会合（参照4）  
2004年 1月 28日 農薬専門調査会第6回会合（参照5）  
2005年 1月 12日 農薬専門調査会第22回会合（参照6）

魚介類の残留基準設定関連

2007年 7月 30日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）  
2007年 8月 6日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0806008号）、同接受（参照7~50）  
2007年 8月 9日 食品安全委員会第202回会合（要請事項説明）（参照51）  
2007年 8月 24日 農薬専門調査会総合評価第二部会第14回会合（参照52）  
2007年 9月 21日 農薬専門調査会幹事会第27回会合（参照53）  
2007年 10月 4日 食品安全委員会第209回会合（報告）  
2007年 10月 4日 より 11月 2日 国民からの御意見・情報の募集  
2007年 11月 6日 農薬専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告  
2007年 11月 8日 食品安全委員会第214回会合（報告）  
(同日付け厚生労働大臣へ通知)

<食品安全委員会委員名簿>

(2006年6月30日まで)	(2006年12月20日まで)	(2006年12月21日から)
寺田雅昭（委員長）	寺田雅昭（委員長）	見上彪（委員長）
寺尾允男（委員長代理）	見上彪（委員長代理）	小泉直子（委員長代理*）
小泉直子	小泉直子	長尾拓
坂本元子	長尾拓	野村一正
中村靖彦	野村一正	畠江敬子
本間清一	畠江敬子	廣瀬雅雄**
見上彪	本間清一	本間清一

\* : 2007年2月1日から

\*\* : 2007年4月1日から

<食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿>

(2006年3月31日まで)

鈴木勝士（座長）

小澤正吾

出川雅邦

廣瀬雅雄 (座長代理)	高木篤也	長尾哲二
石井康雄	武田明治	林 真
江馬 真	津田修治*	平塚 明
太田敏博	津田洋幸	吉田 緑

\* : 2005年10月1日から

(2007年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)	三枝順三	根岸友恵
廣瀬雅雄 (座長代理)	佐々木有	林 真
赤池昭紀	高木篤也	平塚 明
石井康雄	玉井郁巳	藤本成明
泉 啓介	田村廣人	細川正清
上路雅子	津田修治	松本清司
臼井健二	津田洋幸	柳井徳磨
江馬 真	出川雅邦	山崎浩史
大澤貢寿	長尾哲二	山手丈至
太田敏博	中澤憲一	與語靖洋
大谷 浩	納屋聖人	吉田 緑
小澤正吾	成瀬一郎	若栗 忍
小林裕子	布柴達男	

(2007年4月1日から)

鈴木勝士 (座長)	佐々木有	根岸友恵
林 真 (座長代理*)	代田眞理子****	平塚 明
赤池昭紀	高木篤也	藤本成明
石井康雄	玉井郁巳	細川正清
泉 啓介	田村廣人	松本清司
上路雅子	津田修治	柳井徳磨
臼井健二	津田洋幸	山崎浩史
江馬 真	出川雅邦	山手丈至
大澤貢寿	長尾哲二	與語靖洋
太田敏博	中澤憲一	吉田 緑
大谷 浩	納屋聖人	若栗 忍
小澤正吾	成瀬一郎***	* : 2007年4月11日から
小林裕子	西川秋佳**	** : 2007年4月25日から
三枝順三	布柴達男	*** : 2007年6月30日まで
		**** : 2007年7月1日から

## 要 約

尿素系除草剤である「ダイムロン」(IUPAC: 1-(1-メチル-1-フェニルエチル)-3-p-トリルウレア)について、各種毒性試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、動物体内運命（ラット）、植物体内運命（稻）、土壤中運命、水中運命、土壤残留、作物残留、急性毒性（ラット及びマウス）、亜急性毒性（ラット、マウス及びイヌ）、慢性毒性（イヌ）、慢性毒性/発がん性併合（ラット）、発がん性（マウス）、2世代繁殖（ラット）、発生毒性（ラット及びウサギ）、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、ダイムロン投与による影響は、主に体重増加量及び肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の30.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

## I. 評価対象農薬の概要

### 1. 用途

除草剤

### 2. 有効成分の一般名

和名：ダイムロン

英名：daimuron (ISO名)

### 3. 化学名

IUPAC

和名：1-(1-メチル-1-フェニルエチル)-3-p-トリルウレア

英名：1-(1-methyl-1-phenylethyl)-3-p-tolylurea

CAS (412928-75-7)

和名：N-(4-メチルフェニル)-N'-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア

英名：N-(4-methylphenyl)-N'-(1-methyl-1-phenylethyl)urea

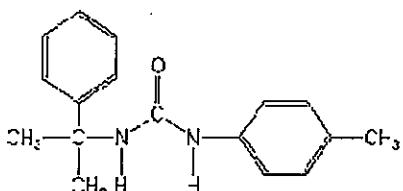
### 4. 分子式

C<sub>17</sub>H<sub>20</sub>N<sub>2</sub>O

### 5. 分子量

268.4

### 6. 構造式



### 7. 開発の経緯

ダイムロンは、昭和電工株式会社（現：SDSバイオテック株式会社）によって開発された尿素系除草剤であり、水田雑草の中で1年生雑草のタマガヤツリ、ハリイ、多年生雑草のマツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、クログワイ等に対し選択的に作用して防除効果を示す。作用機構は十分に解明されていないが、細胞分裂及び細胞伸長の阻害により、雑草の発芽抑制、根伸長阻害及び生育抑制を起こし枯死させるとされている。また、スルホニルウレア系及びアミド系除草剤に対し薬害軽減作用が見出されたことから、直播水稻ならびに移植水稻の移植前からノビエの3葉期までを対象とした水稻除草剤の混合母剤として使用されている。

日本では1974年に初回農薬登録され、今回、魚介類への残留基準の設定が申請されている。

## II. 試験結果概要

各種運命試験（II.1～4）は、ダイムロンの尿素部分のカルボニル基の炭素を<sup>14</sup>Cで標識したもの（car-<sup>14</sup>C-ダイムロン）、 $\alpha,\alpha$ -ジメチルベンジル部分の $\alpha$ 位の炭素を<sup>14</sup>Cで標識したもの（ben-<sup>14</sup>C-ダイムロン）、フェニルエチル環の炭素を均一に<sup>14</sup>Cで標識したもの（phe-<sup>14</sup>C-ダイムロン）及びトリル環の炭素を均一に<sup>14</sup>Cで標識したもの（tol-<sup>14</sup>C-ダイムロン）を用いて実施された。放射能濃度及び代謝物濃度は特に断りがない場合ダイムロンに換算した。代謝物/分解物略称及び検査値等略称は別紙1及び2に示されている。

### 1. 動物体体内運命試験

#### (1) 吸収・排泄

Wistar ラット（雄）にcar-<sup>14</sup>C-ダイムロンを50 mg/kg 体重で単回強制経口または単回腹腔内投与し、吸収・排泄試験が実施された。

経口投与における血中濃度は、投与3～6時間後の間で最高に達した。主要臓器中の放射能は投与3時間後に最高に達し、肝、腎及び脂肪でそれぞれ15 µg/g、6.6 µg/g及び5.2 µg/gであったが、以後急速に減少して120時間後には痕跡程度となった。糞及び尿への排泄は速やかであり、投与後48時間に総投与放射能(TAR)の66%が糞中、34%が尿中に排泄された。呼気への排泄は微量で、48時間後までに0.05%TAR程度であった。

腹腔内投与における糞及び尿中への排泄率が表1に示されている。腹腔内投与においても排泄は速やかであった。（参照8～9）

表1 腹腔内投与後の糞及び尿中の累積排泄率 (%TAR)

試料	糞	尿	糞及び尿
投与後 24 時間	37.0	46.9	83.9
投与後 48 時間	46.5	52.4	99.0
投与後 72 時間	47.3	52.8	100

#### (2) 胆汁排泄

胆管カニューレを挿入したWistarラット（雄）にcar-<sup>14</sup>C-ダイムロンを50 mg/kg 体重で単回強制経口投与または124 µg/kg 体重で静脈内投与し、胆汁排泄試験が実施された。

投与後48時間に、経口投与では胆汁、尿及び糞中にそれぞれ39%TAR、30%TAR及び27%TARが排泄された。静脈内投与では、胆汁中に42%TARが排泄された。（参照8～9）

#### (3) 腸肝循環

胆管カニューレーション処理したWistarラット（雄、Aとする）にcar-<sup>14</sup>C-ダイムロンを124 µg/kg 体重で静脈内投与後、12時間の胆汁を採取し、そのカニューレを胆管カニューレーション処理した別のラット（雄、Bとする）の十二指腸に挿入して、腸肝循環試験が実施された。

ラット A 及び B における糞、尿及び胆汁中排泄率は表 2 に示されている。

ラット A における胆汁排泄は速やかで、投与後 30~60 分にそのピークがあり、漸次減少した。胆汁中には投与後 12 時間に 53.0%TAR が排泄され、糞中への排泄は投与後 24 時間で 7.2%TAR であった。ラット B における胆汁排泄には 2 つのピークがあり、1 つはラット A 同様速やかであったが、他方は前者の 8~11 時間後に現われ、排泄量は後者が大きかった。

本試験において、腸肝循環が活発に行われていることが示唆された。(参照 8~9)

表 2 ラット A 及び B における糞、尿及び胆汁中排泄率 (%)

試料	ラット A <sup>a)</sup>	ラット B <sup>b)</sup>
糞	7.2	16.7
尿	30.8	22.5
胆汁	53.0*	24.3
合計	91.0	63.5

<sup>a)</sup> : 投与量に対する投与後 24 時間までの排泄量

<sup>b)</sup> : ラット A から受け取った量に対する投与後 24 時間までの排泄量

\* : 投与量に対する投与後 12 時間までの排泄量

#### (4) 代謝物同定

ダイムロンを経口投与または腹腔内投与された Wistar ラットの尿、糞及び胆汁中における代謝物同定試験が実施された。

1. (1) のうち、経口投与による排泄試験で得られた投与後 120 時間の尿及び糞を用いて実施された試験では、排泄された放射能のうち、尿では 87 %がエーテルにより、糞では 36 %がエタノール等により抽出された。尿中には親化合物は検出されず、10 種以上の代謝物が存在し、主要代謝物は E と推定された。糞の抽出物中には親化合物の他、5 種以上の代謝物が存在した。

尿中代謝物については、さらに、car-<sup>14</sup>C-ダイムロンを 100 mg/kg 体重で単回腹腔内投与、非標識ダイムロンを 200 mg/kg 体重/日で 2 日間腹腔内投与及び 100 mg/kg 体重/日で 10 日間腹腔内投与した尿について検討された結果、主要代謝物として E が、微量代謝物として G 及び I が同定された。

また、1. (2) で得られた胆汁中には、親化合物や E は検出されなかつたが、βグルクロニダーゼ処理により、E と推定される物質が生成された。

以上のことから、ダイムロンのラット体内における主要代謝経路は、トリル基メチルの急速な酸化による E の生成であると推定された。(参照 8~11)

### 2. 植物体体内運命試験

#### (1) 水耕法における吸収・代謝

car-<sup>14</sup>C-ダイムロン 0.5 ppm (代謝物同定の一部については ben-<sup>14</sup>C-ダイムロン 0.5 ppm) を含む春日井水耕液に、3~4 葉期の稻 (品種: 金南風) の根部を浸漬し、稻における植物体内運命試験が実施された。

水耕液から稻体への放射能の移行は表 3 に示されている。水耕液中の放射能は根から急速に吸収されて地上部に移行し、処理 6 日後における稻体内の濃度は処理 1 日後に比べ地上部で 12 倍、根部で 4 倍となった。地上部と根部の濃度は処理 2 日後以降ほぼ同じであった。

表 3 水耕液から稻体への放射能の移行

経過日数 (日)	地上部		根部	
	全放射能 <sup>a)</sup>	可溶分(%)	全放射能 <sup>a)</sup>	可溶分(%)
1	32	100	100	96
2	135	98	129	95
4	177	97	229	97
6	400	96	406	97

<sup>a)</sup> 生重量当たりの放射能を 1 日後の根部を 100 とした指數に換算

吸収された放射能の 95%以上はメタノール抽出物に分布していた。

根部では、メタノール抽出物中放射能の大部分 (70~80%) は未変化の親化合物であり、微量代謝物として D と A が確認された。その他、D の抱合体であると推定される高極性代謝物 UK1 (ヒドロキシメチルダイムロンの抱合体) が 6~9%と、根部にのみ未知代謝物 UK2 が 2~13%存在した。

地上部では、メタノール抽出物中の大部分は親化合物と UK1 であった。他の代謝物は A と D であり、両者は経時的にわずかに増加したが、10%を超えることはなかった。

水耕液では、親化合物の割合が次第に減少し、処理 6 日後には約 30%となった。それに応じて A の割合が増加し、処理 6 日後には 70%となった。その他微量の UK1 が存在した。(参照 11)

## (2) 稲の根からの <sup>14</sup>C の漏出

car-<sup>14</sup>C-ダイムロン 0.5 ppm を含む春日井水耕液に根部を浸漬した 3~4 葉期の稻 (品種: 金南風) を、3 日後に標識化合物を含まない水耕液に移し、移植 1~6 日後に採取した稻及び水耕液を用いた、稻の根からの <sup>14</sup>C の漏出試験が実施された。

ダイムロンを吸収した稻の根を水耕液に浸漬すると、吸収された放射能の約 40%が 1 日で水耕液中に移行し、以後平衡状態となった。漏出液中にはダイムロン、A、UK1 が検出され、移植 1 日後の漏出液ではダイムロンが、6 日後では A が大部分を占めていた。また、A が高い割合で検出されたことから、A の対になる部分の代謝物を検出するため同様の方法で ben-<sup>14</sup>C-ダイムロンを用いた試験が実施された結果、B が確認された。

(参照 11)

## (3) ポット栽培による土壤から稻への吸収移行

1/5000 a ワグネルポットに火山灰壤土を入れ 4 cm に湛水し、2 葉期の稻の苗 (品種: コシヒカリ) を植えた後、car-<sup>14</sup>C-ダイムロンをポット当たり 4.5 mg 加えて温室内で収穫

日まで栽培し、吸収移行試験が実施された。

ポット栽培した稻の根における放射能濃度は、処理 14 日後の 3 mg/kg が最高であり、以後次第に低下して 98 日後には 0.2 mg/kg となった。放射能は根から葉へ移行し、その濃度は新しい葉ほど小さく、処理 21 日後では 1+2 葉が 19.4 mg/kg、第 7 葉が 0.5 mg/kg であった。収穫期(処理 98 日後)の葉には 11~13 葉(10 葉以前の葉は枯死)に約 1.5 mg/kg、茎部に約 0.3 mg/kg、枝梗に 1.06 mg/kg、穂に 0.16 mg/kg が残留していた。玄米での残留量は 0.033 mg/kg であった。

ダイムロンの稻体内における主要代謝経路は、トリル基メチルの水酸化による D の生成と、さらにその抱合体の生成であると推定された。また、水耕液や湛水土壌中のダイムロンは根から吸収され、求頂的に移行するが、玄米への移行はわずかであると考えられた。(参照 11~12)

### 3. 土壌中運命試験

#### (1) 好気的土壌中運命試験(畑条件及び湛水条件)

最大容水量の 65~70%の水分に調節した火山灰土壌、三紀系粘質土壌及び海成砂質土壌(いずれも千葉)に car-<sup>14</sup>C-ダイムロンを乾土重当たり 30 ppm の濃度で添加し、畑条件下における土壌中運命試験が実施された。また、1 cm に湛水した同じ土壌を用いて湛水条件下における試験が実施された。

各条件における放射能の割合は表 4 に示されている。

二酸化炭素の 6 ヶ月の累積発生量は、畑状態及び水田状態のいずれの土壌でもわずかであり、三紀系粘質土壌で 1.58%TAR を占めた他は 0.5%TAR 以下であった。有機溶媒で抽出可能な放射能の割合は、畑条件の 60 日後では全ての土壌で約 87%TAR の高い値であったが、180 日後には低下した。一方、湛水条件では、60 日後では 76~90%TAR であり、180 日後には火山灰と三紀系粘質では同程度であったが、海成砂質土壌では低下した。

表 4 畑及び湛水土壌における放射能の割合 (%TAR)

土壌		経過日数 (日)	二酸化炭素	有機溶媒 可溶分	回収率
畠 条件	火山灰土壌	60	0.01	86.4	86.4
		180	0.11	42.2	42.3
	三紀系粘質 土壌	60	0.02	87.0	87.0
		180	1.58	30.0	31.6
	海成砂質 土壌	60	0.01	87.8	87.8
		180	0.10	55.4	55.5
湛 水 条件	火山灰土壌	60	0.11	76.1	76.2
		180	0.35	74.1	74.4
	三紀系粘質 土壌	60	0.12	87.2	87.4
		180	0.41	84.2	84.7
	海成砂質 土壌	60	0.27	89.6	89.9
		180	0.49	56.8	57.3

また、土壤抽出液を用いて分解物が調べられた結果、180 日後の畑状態及び湛水状態において量的に多かったものは A 及び C と同定され、両者あわせて抽出物中の放射能の 16% (火山灰、湛水) ~74% (三紀系、湛水) を占めていた。一方、A : C の比率は 10 ~13 : 87~90 であった。次いで多いのは未変化のダイムロンであり、5.7% (三紀系、湛水) ~76% (火山灰、湛水) を占めていた。微量分解物として、D、E 及び F が確認された。

また、土壤のアルカリ抽出物からは未変化のダイムロンの他、高極性の分解物 3 種が検出されたが、構造は不明であった。(参照 11、13)

## (2) 土壤中運命試験 (滅菌条件)

3. (1) の試験と同じ土壤を容器に分取後、オートクレーブで滅菌し、3. (1) の畑条件試験と同様の方法で、滅菌条件における土壤中運命試験が実施された。

滅菌土壤にダイムロンを添加して 360 日間保存した場合の土壤抽出液中の放射能は、大部分が未変化のダイムロンであり、火山灰及び海成砂質土壤では約 93%TAR を占めていた。三紀系粘質土壤ではダイムロンが 58%TAR、A が 37%TAR であった。(参照 11、14)

3. (1) 及び (2) から、滅菌土壤中において A は生成したが C は生成せず、ダイムロンの土壤中での主たる分解経路は、微生物の作用により C を生成する経路であると考えられた。その他の分解経路では、芳香環の側鎖のメチル基が順次酸化されて D 及び E が少量生成した。また、芳香環の 3'-位の水酸化物が微量検出された。

## (3) ポット試験

ワグネルポットで稻(品種不明)を栽培し、car-<sup>14</sup>C-ダイムロンを加えた後、経時的(処理 7、14、21、28、98 日後)に稻を抜き取った後の土壤における放射能が測定された。有機溶媒で抽出される放射能は経時に減少した。98 日後の土壤中からは、処理 7 日後の約 1/6 程度の放射能が検出され、ダイムロンが主な残留成分であった。14~20 cm における放射能分布は表層~7 cm に比べて低いものの、表層の約 1/3 程度の放射能(ダイムロンが主成分)が検出された。また、有機溶媒で抽出される放射能の大部分は未変化のダイムロンであった。(参照 11、14)

## (4) 土壤吸着試験

4 種類の国内土壤(細粒強グライ土:宮城、軽埴土:新潟及び茨城、砂壤土:宮崎)を用いて実施された。

Freundlich の吸着等温式による吸着係数  $K^{ads}$  は 12.9~32.1、有機炭素含量による補正吸着係数  $K_{oc}$  は 732~1210 であった。(参照 15)

## 4. 水中運命試験

#### (1) 加水分解試験①

pH 4.0 (クエン酸)、pH 7.0 (リン酸) 及び pH 9.0 (ホウ酸) の各緩衝液に非標識ダイムロンを 1 mg/L になるように添加し、25±1°Cで 6 ヶ月間インキュベートする加水分解試験が実施された。

pH 4.0 における推定半減期は 7.2 ヶ月であった。pH 7.0 及び pH 9.0 の水溶液中では、ダイムロンは加水分解されにくく安定であり、推定半減期は算出されなかった。(参照 16)

#### (2) 加水分解試験②

pH 4.0 の酢酸緩衝液に、phe-<sup>14</sup>C-ダイムロン及び tol-<sup>14</sup>C-ダイムロンを 0.6 mg/L になるように添加し、25±1°Cで最長 30 日間インキュベートする加水分解試験が実施された。

30 日後において、両標識体ともに親化合物が約 90%TAR 存在し、加水分解物が数種類検出された。同定可能な分解物は各標識体それぞれ 1 種類であり、phe-<sup>14</sup>C-ダイムロン処理溶液では K、tol-<sup>14</sup>C-ダイムロン処理溶液では A であった。推定半減期は、phe-<sup>14</sup>C-ダイムロンで 228 日、tol-<sup>14</sup>C-ダイムロンで 239 日、平均で 234 日と計算された。(参照 17)

#### (3) 水中光分解試験③

滅菌蒸留水 (pH 6.23) 及び自然水 (荒川水系、pH 7.21、無滅菌) に非標識ダイムロンを 1.0 mg/L になるように添加し、蛍光ケミカルランプ光を照射 (光強度 : 22~23 W/m<sup>2</sup>、波長 : 300~400 nm) する水中光分解試験が実施された。

蒸留水中では、ダイムロンの分解はほとんど認められなかった。自然水では分解され、推定半減期は 28.3 時間であり、これは東京 (北緯 35°) における春の太陽光下での半減期に換算すると 3.3 日であった。また、暗所対照区での分解は蒸留水及び自然水ともに認められなかった。(参照 18)

#### (4) 水中光分解試験④

pH 7 の河川水 (英國、ろ過滅菌) に phe-<sup>14</sup>C-ダイムロン及び tol-<sup>14</sup>C-ダイムロンを 0.6 mg/L になるように添加し、キセノンランプ光 (光強度 : 42.0 W/m<sup>2</sup>、波長 : 300~400nm) を連続照射する水中光分解試験が実施された。

両標識体とも、ダイムロンは速やかに光分解し、光照射 48 時間後における親化合物の割合は、phe-<sup>14</sup>C-ダイムロン及び tol-<sup>14</sup>C-ダイムロンでそれぞれ 8.0%TAR 及び 3.9%TAR に低下した。主要分解物として、phe-<sup>14</sup>C-ダイムロンでは J が最大で 71.5%TAR (48 時間後)、tol-<sup>14</sup>C-ダイムロンでは未同定のトリル環化合物が最大で 52.1%TAR (48 時間後)、A が最大で 4.4%TAR (16 時間後) 認められ、その他に多数の分解物が検出された。推定半減期は 11.9 時間であり、これは東京 (北緯 35°) における春の太陽光下での半減期に換算すると 2.68 日であった。暗所対照区での分解はほとんど認められなかった。(参照 19)

### 5. 土壌残留試験

沖積・埴壤土 (茨城及び新潟、新潟は圃場試験のみ)、火山灰・軽埴土 (茨城) 及び洪積・埴壤土 (大阪) を用い、ダイムロンを分析対象化合物とした土壤残留試験 (容器内及び圃

場)が実施された。結果は表5に示されている。推定半減期は、容器内では49~105日、圃場では13~95日であった。(参照20~21)

表5 土壌残留試験成績(推定半減期)

試験	濃度*	土壌	推定半減期
容器内試験	5.6 mg/kg	沖積・埴壤土	49日
	5.0 mg/kg	火山灰・軽埴土	95日
		洪積・埴壤土	105日
圃場試験	2.8 kg ai/ha	沖積・埴壤土	95及び23日
	(1回目) 2.8 kg ai/ha	火山灰・軽埴土	15日
	(2回目) 2.1 kg ai/ha	洪積・埴壤土	13日

\*: 容器内試験では純品、圃場試験では7%粒剤を使用

## 6. 作物等残留試験

### (1) 作物残留試験

水稻を用い、ダイムロンを分析対象化合物とした作物残留試験が実施された。結果は別紙3に示されている。可食部(玄米)では定量限界未満であった。(参照22~25)

### (2) 魚介類における最大推定残留値

ダイムロンの公共用水域における環境中予測濃度(PEC)及び生物濃縮係数(BCF)を基に、魚介類の最大推定残留値が算出された。

ダイムロンのPECは1.71 ppb、BCFは43.7、魚介類における最大推定残留値は0.374 ppmであった。(参照50)

上記の作物残留試験の分析値及び魚介類における最大推定残留値を用いて、ダイムロンを暴露評価対象化合物とした際に食品中から摂取される推定摂取量が表6に示されている。なお、本推定摂取量の算定は、登録に基づく使用方法から、ダイムロンが最大の残留を示す使用条件で水稻に使用され、かつ、魚介類への残留が上記の最大推定残留値を示し、加工・調理による残留農薬の増減が全くないと仮定の下に行った。

表6 食品中より摂取されるダイムロンの推定摂取量

作物等名	残留値 (mg/kg)	国民平均 (体重: 53.3 kg)		小児(1~6歳) (体重: 15.8 kg)		妊婦 (体重: 55.6 kg)		高齢者(65歳以上) (体重: 54.2 kg)	
		ff	摂取量	ff	摂取量	ff	摂取量	ff	摂取量
魚介類	0.374	94.1	35.2	42.8	16.0	98.2	36.7	95.7	35.8
合計			35.2		16.0		36.7		35.8

・残留値は最大推定残留値を用いた。

・玄米のデータは全て定量限界未満であったため、摂取量の計算に含めていない。

・「ff」: 平成10年~12年の国民栄養調査(参照54~56)の結果に基づく摂取量(g/人/日)

・「摂取量」：残留値から求めたダイムロンの推定摂取量（ $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ）

## 7. 一般薬理試験

ラット及びマウスを用いた一般薬理試験が実施された。結果は表 7 に示されている。（参考 26~27）

表 7 一般薬理試験概要

試験の種類		動物種	動物数 ／群	投与量 (mg/kg 体重) (投与経路)	無作用量 (mg/kg 体重)	作用量 (mg/kg 体重)	結果の概要
中枢神經系	一般状態 (Irwin 法)	マウス	雄 4	0、150、500、 1500、5000 (経口)	—	150	軽度から中等度の中枢神經系の興奮を示す呼吸増加、触反応増強、躯幹筋緊張度の増大などの症状が投与後約 90 分でピークとなった。
呼吸・循環器系	血圧 心拍数 呼吸率 呼吸の深さ 心電図	ラット	雄 2	0、0.3、1.0、 3.0、10.0 (静脈内注射)	—	0.3	血圧：3.0 mg/kg 体重で 1 例では上下し、他の 1 例では一定上昇後急激な低下。 10 mg/kg 体重では急激な循環器及び呼吸の虚脱を生じ、投与直後に死亡。 心拍数・呼吸率・呼吸の深さ・心電図：10 mg/kg 体重を除きほとんど影響なし。

## 8. 急性毒性試験

ダイムロンを用いた急性毒性試験が実施された。結果は表 8 に示されており、急性経口 LD<sub>50</sub> はラットの雌雄で 5000 mg/kg 体重超、マウスの雄で 6500 mg/kg 体重超、雌で 5000 mg/kg 体重超、急性経皮 LD<sub>50</sub> はラットの雌雄で 2000 mg/kg 体重超、急性皮下及び腹腔内 LD<sub>50</sub> はラット及びマウスとも雄で 3500 mg/kg 体重超、急性吸入 LC<sub>50</sub> はラットの雌雄で 3.25 mg/L 超であった。（参考 28~33）

表 8 急性毒性試験結果概要（原体）

投与経路	動物種	LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重)		観察された症状
		雄	雌	
経口	SD ラット 雄 10 匹	> 4000	/	
	SD ラット 雌雄各 10 匹	>5000	>5000	毒性症状及び死亡例なし
	ICR マウス 雄 10 匹	>1400	/	
	DD マウス 雄 5 匹	> 6500	/	
	ICR マウス 雌雄各 10 匹	>5000	>5000	毒性症状及び死亡例なし
経皮	SD ラット 雌雄各 10 匹	>2000	>2000	毒性症状及び死亡例なし
皮下	SD ラット 雄 10 匹	>3500	/	
				死亡例なし（毒性症状の記載なし）

	ICR マウス 雄 10 匹	>3500	/	死亡例なし (毒性症状の記載なし)
腹腔内	SD ラット 雄 10 匹	>3500	/	死亡例なし (毒性症状の記載なし)
	ICR マウス 雄 10 匹	>3500	/	死亡例なし (毒性症状の記載なし)
吸入	Wistar ラット 雌雄各 5 匹	LC <sub>50</sub> (mg/L)		毒性症状及び死亡例なし
		>3.25	>3.25	

## 9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験

日本白色種ウサギを用いた眼刺激性試験及び皮膚刺激性試験が実施された。眼に対してわずかな刺激性が認められたが、皮膚に対する刺激性は認められなかった。(参照 34~35)

Hartley モルモットを用いた皮膚感作性試験 (Maximization 法) が実施されており、皮膚感作性は認められなかった。(参照 36)

## 10. 亜急性毒性試験

### (1) 90 日間亜急性毒性試験 (ラット) ①

SD ラット (一群雌雄各 20 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、0.2、1.0、5.0% : 平均検体摂取量は表 9 参照) 投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 9 ラット 90 日間亜急性毒性試験の平均検体摂取量

投与群	0.2%	1.0%	5.0%
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄 122	597	3120
	雌 136	697	3430

本試験において、雌雄ともすべての投与群に検体投与による毒性影響は認められなかつたことから、無毒性量は雌雄で 5.0% (雄 : 3120 mg/kg 体重/日、 雌 : 3430 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 28)

### (2) 90 日間亜急性毒性試験 (ラット) ②

SD ラット (一群雌雄各 10 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、0.2、1.0、5.0% : 平均検体摂取量は表 10 参照) 投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 10 ラット 90 日間亜急性毒性試験の平均検体摂取量

投与群	0.2%	1.0%	5.0%
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄 157	797	4070
	雌 169	856	4550

本試験において、雌雄ともすべての投与群に検体投与による毒性影響は認められなかつたことから、無毒性量は雌雄とも 5.0% (雄 : 4070 mg/kg 体重/日、 雌 : 4550 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 30)

### (3) 90日間亜急性毒性試験（マウス）①

ICR マウス（一群雌雄各 20 匹）を用いた混餌（原体：0、0.2、1.0、5.0%：平均検体摂取量は表 11 参照）投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 11 マウス 90 日間亜急性毒性試験の平均検体摂取量

投与群	0.2%	1.0%	5.0%
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄 162	1510	6920
	雌 287	1340	7480

本試験において、5.0%投与群雌雄で肝絶対・比重量増加が認められたことから、無毒性量は雌雄で 1.0%（雄：1510 mg/kg 体重/日、雌：1340 mg/kg 体重/日）であると考えられた。（参照 28）

### (4) 90日間亜急性毒性試験（マウス）②

ICR マウス（一群雌雄各 10 匹）を用いた混餌（原体：0、0.2、1.0、5.0%：平均検体摂取量は表 12 参照）投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 12 マウス 90 日間亜急性毒性試験の平均検体摂取量

投与群	0.2%	1.0%	5.0%
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄 254	1180	6620
	雌 267	1230	6660

本試験において、雌雄ともすべての投与群に検体投与による毒性影響は認められなかったことから、無毒性量は雌雄で 5.0%（雄：6620 mg/kg 体重/日、雌：6660 mg/kg 体重/日）であると考えられた。（参照 30）

### (5) 90日間亜急性毒性試験（イヌ）

ビーグル犬（一群雌雄各 4 匹）を用いた混餌（原体：0、100、1000、10000、30000 ppm：平均検体摂取量は表 13 参照）投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 13 イヌ 90 日間亜急性毒性試験の平均検体摂取量

投与群	100 ppm	1000 ppm	10000 ppm	30000 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄 4	35.8	361	1010
	雌 4	36.6	361	1000

各投与群で認められた毒性所見は表 14 に示されている。死亡例は認められず、雌雄とも一般状態に変化はみられなかった。

本試験において、雌雄とも 10000 ppm 以上投与群で摂餌量低下及び体重増加抑制等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 1000 ppm（雄：35.8 mg/kg 体重/日、雌：36.6